

ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1

愛称：新・フルーツ王国

※2018年12月26日に愛称を「フルーツ王国」から変更致しました。

追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

当ファンドの運用に関する委託者変更のお知らせ

2018年1月22日に当該ファンドの委託会社（ファンドの運用の指図を行う会社）が
日本アジア・アセット・マネジメント株式会社*から
ファイブスター投信投資顧問株式会社に変更となりました。

*2018年10月1日付で商号が日本アジア・アセット・マネジメント株式会社から「あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社」（同社は2022年7月末に廃業）に変更となりました。

投資信託説明書（請求目論見書）

2025. 6. 26

この目論見書により行なう「ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月25日に関東財務局長に提出しており、2025年6月26日にその効力が発生しております。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

ファイブスター投信投資顧問株式会社

投資信託は預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

当ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）などの値動きのある金融商品に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されるものではありません。また、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

有 価 証 券 届 出 書 提 出 日	2025年6月25日
発 行 者 名	ファイブスター投信投資顧問株式会社
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 篠原 直人
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区入船一丁目2番9号
有 価 証 券 届 出 書 の 写 し を 縦 覧 に 供 す る 場 所	該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	36
第3【ファンドの経理状況】	41
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	51
第三部【委託会社等の情報】	52
投資信託約款	89

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1（以下「ファンド」といいます。）

・愛称として「新・フルーツ王国」※という名称を用いることがあります。

※2018年12月26日よりファンド愛称を「フルーツ王国」から「新・フルーツ王国」に変更。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）

・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は1.65%（税抜1.5%）が上限となっております。

(6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年6月26日から2025年12月25日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号 : 03-3553-8711

受 付 時 間 : 委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス : <https://www.fivestar-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

信託財産の長期成長と安定的に収益を獲得することを目指します。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信		不動産投信	特殊型 (絶対収益追求型)
	内外	その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券)		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2) 債券
① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3) 不動産投信
これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
(4) その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5) 資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
④ 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤ 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 4. 投資形態による属性区分
 - ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
- 5. 為替ヘッジによる属性区分
 - ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
- 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
 - ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
- 7. 特殊型
 - ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

当ファンドは、投資信託証券(以下「指定投資信託証券[※]」)という場合があります。)を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託証券に投資することにより、同時に複数の投資信託証券を購入したと同じ効果が得られ、さらに運用会社(ファンドマネージャー)や運用スタイルの分散を図ることを目指します。

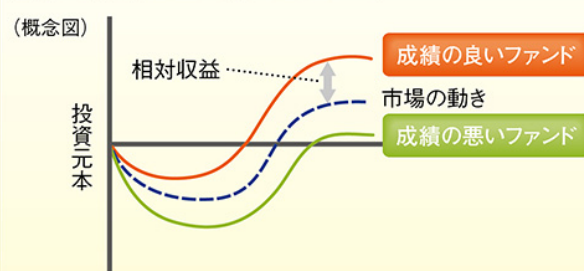
※信託約款に定められた当ファンドが投資することができる投資信託証券をいいます(後述の「投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)の概要」をご参照下さい。)

1. 絶対収益追求型の運用

「市場の動きを上回ること」ではなく、「投資元本に対する収益を追求すること」を目的とした、絶対収益追求型の運用を行います。

■ 相対収益型運用

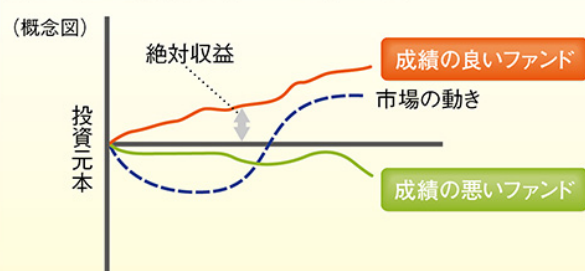
今までの投資信託の運用手法は、市場平均などを上回ることを目指した相対収益型運用が主流でした。



(注)上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

■ 絶対収益型運用

絶対収益型運用とは、市場動向に左右されにくく、投資元本に対する収益を目指す運用のことを言います。



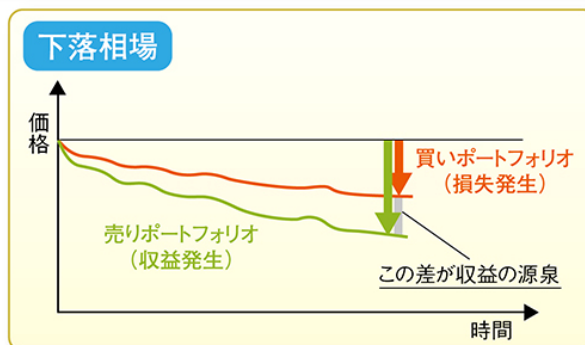
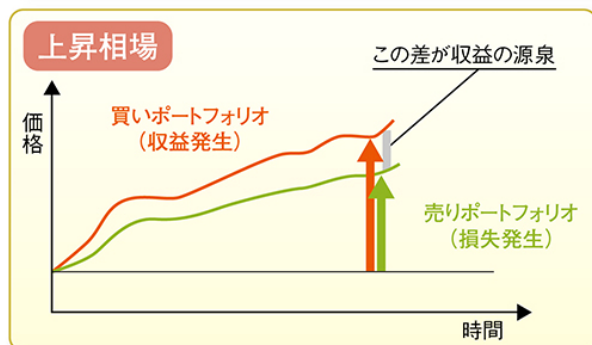
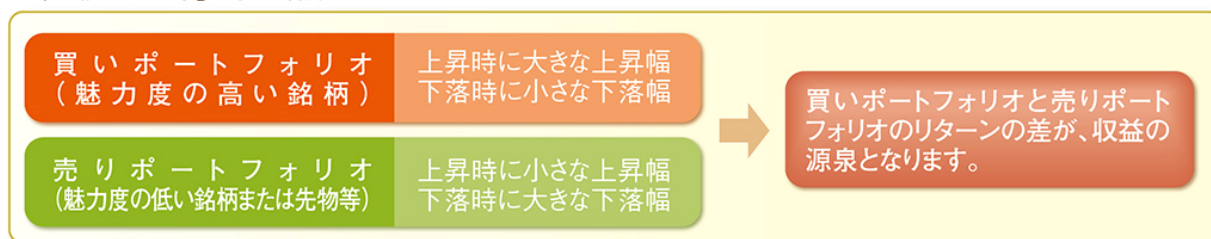
2. 指定投資信託証券の収益の源泉

<収益の源泉その1> 「銘柄選択効果」

「銘柄選択効果」によるリターンとは、魅力度の高い銘柄で構成される買いポートフォリオと、魅力度の低い銘柄で構成される売りポートフォリオ(先物の売建ての場合もあります。)のリターンの差から得られる収益のことです。買いポートフォリオと、売りポートフォリオもしくは先物の売建てを組み合わせることで、ポートフォリオが市場全体の価格変動から受ける影響を排除できるため、市場の上昇・下落にかかわらず、絶対収益を達成することができると期待されます。

当ファンドが投資する指定投資信託証券の中には、「銘柄選択効果」を獲得して、絶対収益のリターンを追求しているファンド群があります。「銘柄選択効果」を達成するための運用戦略を当ファンドでは「アルファ戦略」と呼びます。

■「銘柄選択効果」の収益獲得イメージ



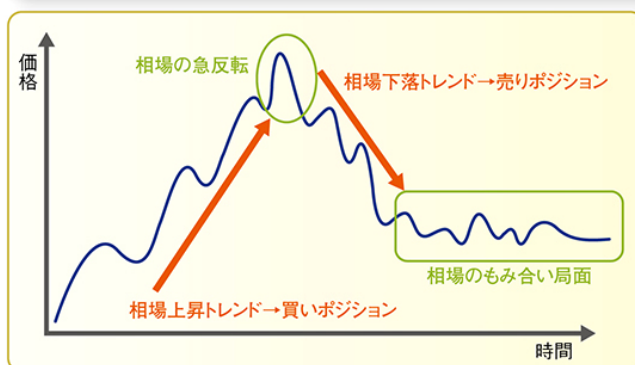
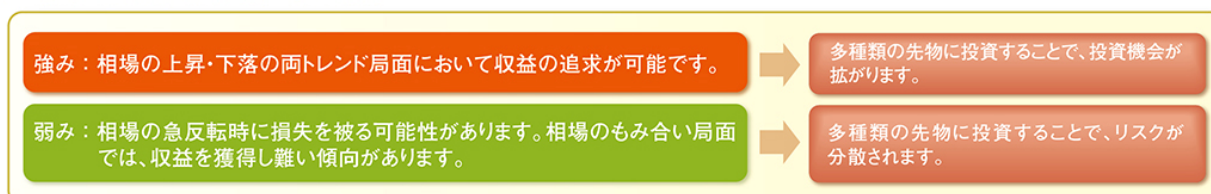
※上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

<収益の源泉その2> 「資産・通貨配分効果」

「資産・通貨配分効果」によるリターンとは、株式または債券などの有価証券もしくは為替または商品（原油・金属・農産物等）など、様々な投資対象の将来の動きを予測し、適切なポジションをとることによって得られる収益のことです。投資対象を広く分散して、様々な市場で機動的に買いポジションや売りポジションをとることにより、絶対収益を達成することができると期待されます。

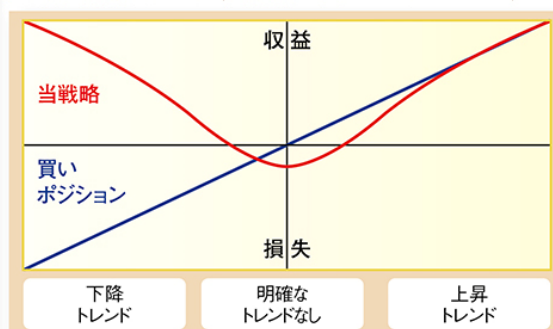
当ファンドが投資する指定投資信託証券の中には、「資産・通貨配分効果」を獲得して、絶対収益のリターンを追求しているファンド群があります。「資産・通貨配分効果」を達成するための運用戦略を当ファンドでは「ベータ戦略」と呼びます。

■「資産・通貨配分効果」の収益獲得イメージ



※上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

■ 損益特性イメージ(当戦略vs買いポジションのみ)



3. 指定投資信託証券の選定方法

以下の3段階のプロセスにより、指定投資信託証券を選定します。

(1) 「アルファ戦略ユニバース」および「ベータ戦略ユニバース」の作成

現時点で投資可能な国内外のヘッジファンドの中から、「銘柄選択効果」により絶対収益のリターンを追求しているヘッジファンドを選定し、「アルファ戦略ユニバース」を作成します。また、「資産・通貨配分効果」により絶対収益のリターンを追求しているヘッジファンドを選定し、「ベータ戦略ユニバース」を作成します。

(2) 「投資対象ユニバース」の作成

当ファンドは、日次で設定・解約が行われるため、「アルファ戦略ユニバース」および「ベータ戦略ユニバース」の中から、日次の流動性が確保できることなどを条件として絞り込みを行い「投資対象ユニバース」を作成します。

(3) 「指定投資信託証券ポートフォリオ」の作成

「投資対象ユニバース」の中から、定性評価および定量評価を行い、「指定投資信託証券ポートフォリオ」を作成します。

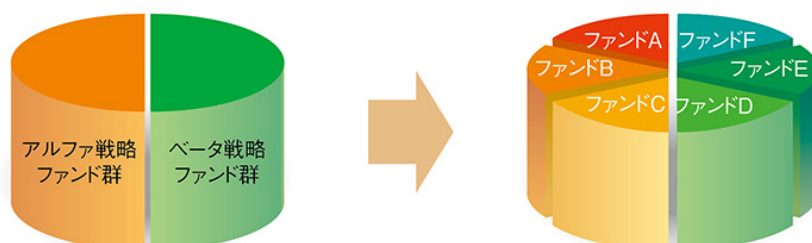
また、原則として、指定投資信託証券の見直しは半年毎に行います。なお、直接当ファンドから指定投資信託証券を買い付ける場合、もしくは当社において指定投資信託証券を設定する場合があります。



※上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

4. 投資信託証券への分散投資

「銘柄選択効果」により絶対収益のリターンを追求している指定投資信託証券(以下「アルファ戦略ファンド」といいます。)と、「資産・通貨配分効果」により絶対収益のリターンを追求している指定投資信託証券(以下「ベータ戦略ファンド」といいます。)に分散投資を行うことで、収益の源泉を分散し、リスクおよびリターンの安定化を図ります。



(上記はイメージ図であり、実際のファンドの投資比率等とは異なります。)

※なお、当ファンドの流動性を確保するため、アルファ戦略およびベータ戦略のいずれにも該当しないファンドを指定投資信託証券として指定する場合があります。

5. ポートフォリオの構築方法

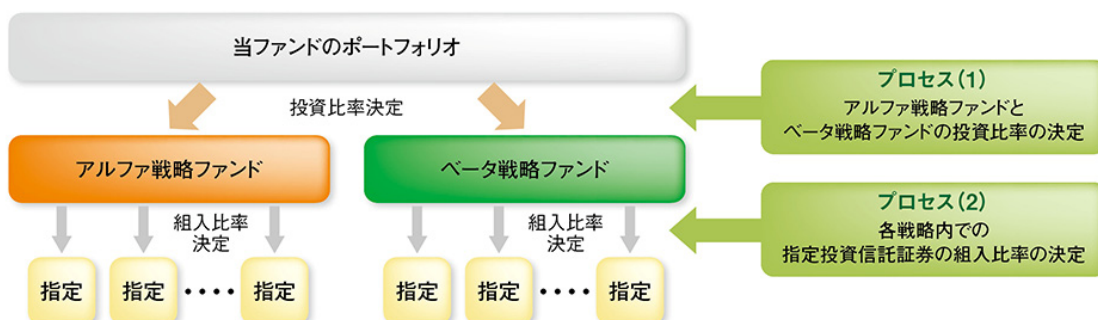
以下の2段階のプロセスにより、ポートフォリオを構築します。

(1) 「アルファ戦略ファンド」と「ベータ戦略ファンド」の投資比率の決定

当ファンド全体のリスクを一定の範囲以内に抑えるように、「アルファ戦略ファンド」と「ベータ戦略ファンド」の組入比率を決定します。

(2) 各戦略内での指定投資信託証券の組入比率の決定

各指定投資信託証券の推定されるリターン、リスク、相関係数を用いて、各指定投資信託証券の当ファンドに対する組入比率を決定します。



※上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

※市場環境等の変化に伴い運用者が必要と判断した場合には、上記の方法でポートフォリオの構築が行われない場合があります。

※当ファンドの流動性を確保するため、アルファ戦略およびベータ戦略のいずれにも該当しないファンドを指定投資信託証券として指定する場合があります。

6. リスク管理およびモニタリング

「銘柄選択効果」および「資産・通貨配分効果」を実現するために、徹底したリスク管理およびモニタリングを行い、投資環境に応じて「アルファ戦略ファンド」と「ベータ戦略ファンド」の投資比率、各指定投資信託証券の最適な組入比率などの見直しを行います。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

分配方針

毎年3月25日および9月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配収益対象が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（注）市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年3月12日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2002年12月25日

- ・ ベンチマークの設定、実績報酬の計算方法の変更、投資対象マザーファンドの追加の実施

2005年10月31日

- ・ ファンドの名称を「UAMマルチ・マネージャー・ファンド1」から「ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1」に変更

2009年2月20日

- ・ 投資対象の変更（特定のマザーファンドから投資信託証券への変更）、一部解約の支払い開始日の変更、追加設定および一部解約（換金）にかかる受付中止日の変更、信託報酬率の引き下げを実施

2018年1月22日

- ・ ファンドの委託会社変更（日本アジア・アセット・マネジメント株式会社*からファイブスター投信投資顧問株式会社へ変更）を実施

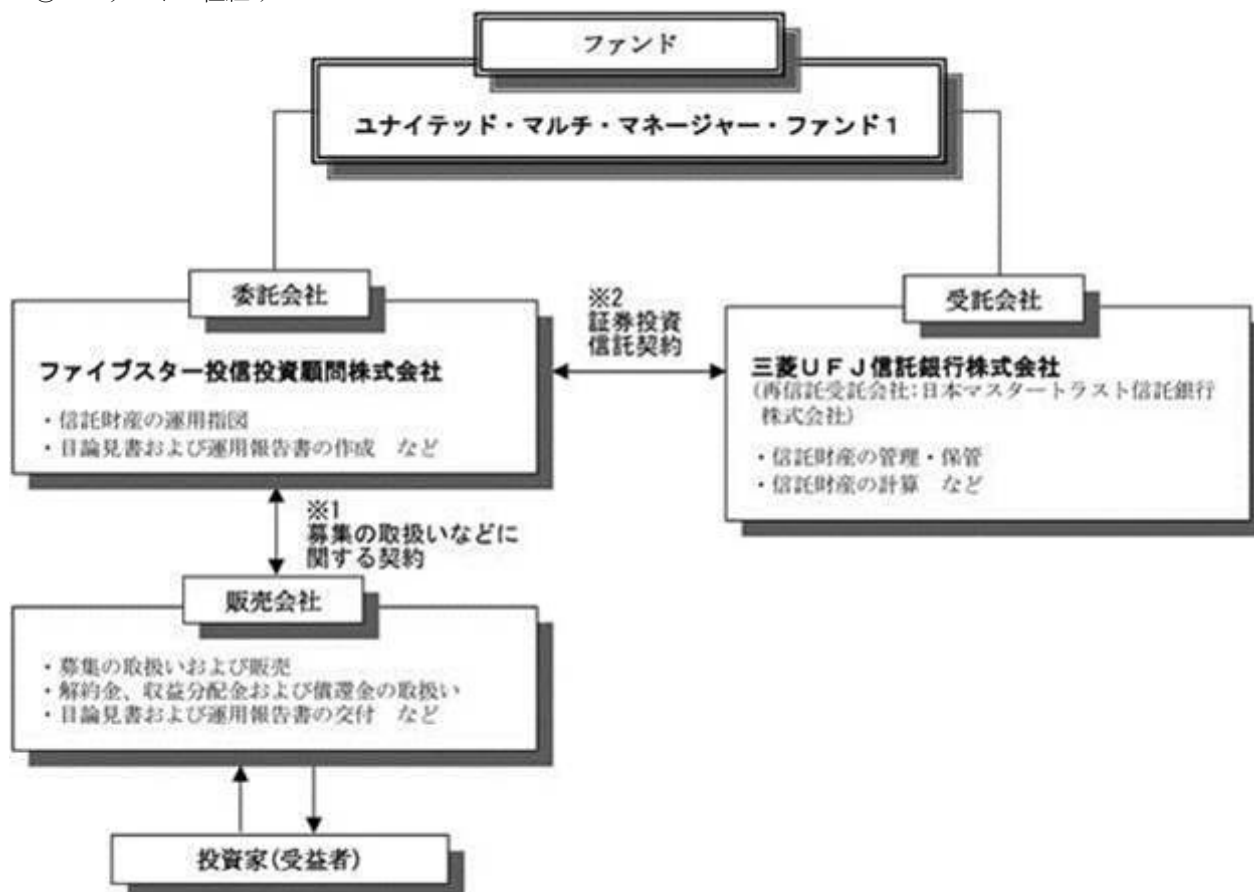
*2018年10月1日付けで商号が日本アジア・アセット・マネジメント株式会社から、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（同社は2022年7月末に廃業）に変更となりました。

2018年12月26日

- ・ ファンド愛称の変更
新愛称：新・フルーツ王国
旧愛称：フルーツ王国

(3) 【ファンドの仕組み】

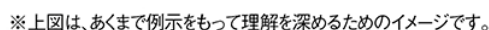
① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



1) 資本金
2億3,872万円

2009年4月1日：	株式会社ファイブスター投資顧問を設立（資本金100万円）
2009年6月24日：	増資の実施（新資本金5,000万円）
2009年10月20日：	金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第2266号
2013年4月25日：	増資の実施（新資本金2億675万円）
2013年8月8日：	ファイブスター投信投資顧問株式会社に商号変更
2014年8月29日：	増資の実施（新資本金2億1,175万円）
2021年3月31日：	増資の実施（新資本金2億3,105万円）
2022年3月31日：	増資の実施（新資本金2億3,325万円）
2024年3月31日：	増資の実施（新資本金2億3,705万円）
2025年3月31日：	増資の実施（新資本金2億3,872万円）

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日産証券グループ株式会社	東京都中央区銀座6-10-1 GINZA SIX 9F	1,000株	14.58%
アイザワ証券グループ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング7階	550株	8.02%

① この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行なうことにより、

リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

- ② 投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化等に応じて、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。
- ③ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定されたりする場合があります。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
- ５．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
- ６．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- ７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号から第４号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- ③ 委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
 - １．預金
 - ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形

◆投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）の概要

当ファンドが組入れることができる投資信託証券は、投資環境等の変化に応じて適宜（原則として半年毎に）見直しを行うものとし、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たに指定投資信託証券として指定される場合があります。なお、指定投資信託証券に指定されていても、実際に投資が行われない場合があります。

アルファ戦略のファンド

フ ア ン ド 名	MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）
主 要 投 資 対 象	MASAMITSU 日経 225 ニュートラルマザーファンド
投 資 方 針 ・ 特 色	① MASAMITSU 日経 225 ニュートラルマザーファンド（以下、マザーファンドといいます。）の受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に実質的に投資をします。また、日経 225 指数先物取引等へ実質的に投資をします。 ② マザーファンドは、主として、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に投資をすると同時に、同程度の組入比率分の株価指数先物取引等へ投資することで、市場動向に左右されない安定した収益確保を目指します。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬 等	0.539%（税抜年率 0.49%）
委 託 会 社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

フ ア ン ド 名	MASAMITSU ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）
主 要 投 資 対 象	MASAMITSU ニュートラルマザーファンド
投 資 方 針 ・ 特 色	① 信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ② 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に実質的に投資をすると同時に、同程度の組入比率分の株価指数先物取引等へ実質的に投資することで、市場動向に左右されない安定した収益確保を目指します。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
信 託 報 酬 等	1.155%（税抜 1.05%）
委 託 会 社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

フ ア ン ド 名	日本好配当株ニュートラルファンド 2020-01（適格機関投資家私募）
主 要 投 資 対 象	日本好配当株ニュートラルマザーファンド
投 資 方 針 ・ 特 色	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している株式（上場予定を含みます。）に実質的に投資をすると同時に、同程度の組入比率分の株価指数先物取引等へ実質的に投資することで、市場動向に左右されない安定した収益確保を目指します。 ② 銘柄選定にあたっては、ボトムアップリサーチに基づき、個々の企業の信用力、成長力、安定性を考慮し、配当の安定性、配当利回りの高さ、配当の持続可能性を重視して行います。 ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
信 託 報 酬 等	0.44%（税抜 0.40%）
委 託 会 社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

ベータ戦略のファンド

フ ァ ン ド 名	ファイブスター・ETF グローバル・バランス (適格機関投資家私募)
投 資 方 針 ・ 特 色	①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②世界各国の上場投資信託証券への投資を通じて、世界の株式、債券、不動産投資信託 (REIT)、コモディティ等へ実質的な分散投資を行います。 ③投資対象となる上場投資信託証券の選定および資産別投資比率、国・地域別投資比率等の決定にあたっては、それぞれの市場動向、収益性、流動性等を勘案します。 ④内外の株式および債券等に直接投資することがあります。 ⑤資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬 等	0.385% (税抜年率 0.35%)
委 託 会 社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

フ ァ ン ド 名	MASAMITSU 日本株戦略ファンド (適格機関投資家私募)
主 要 投 資 対 象	MASAMITSU 日本株戦略マザーファンド
投 資 方 針 ・ 特 色	① MASAMITSU 日本株戦略マザーファンド(以下、マザーファンドといいます。)の受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)に投資します。 ②マザーファンドは、主として、わが国の金融商品取引所上場株式を投資対象とし、国内外のマクロ分析及び重要イベントの予測を通じて投資テーマを設定し、そのテーマに合致する企業への投資を重視します。 ③マザーファンドの銘柄選定においては、成長性、収益性、安定性を網羅したボトムアップリサーチに基づき、個々の企業の信用力、経営力、成長力を重視し選定します。 ④マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ⑤資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬 等	0.935% (税抜年率 0.85%)
委 託 会 社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

キャッシュ代替ファンド

フ ァ ン ド 名	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF [※]
投 資 方 針 ・ 特 色	FTSE日本国債インデックスへの動きに高位に連動する投資成果を目指します。 ※1 FTSE日本国債インデックスは、日本銀行保有分及び財務省償還分を除いた、償還残存期間1年以上の日本国債を時価総額で加重平均した日本国債市場の値動きを表す債券インデックスです。 ※2 FTSE日本国債インデックスに対する著作権等の知的財産その他の一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
信 託 報 酬 等	0.066% (税抜年率 0.06%)
委 託 会 社	ブラックロック・ジャパン株式会社

※ 当該ファンドはアルファ戦略およびベータ戦略のいずれにも該当しませんが、ファンド・オブ・ファンズとしてのユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1の日々の流動性を確保する目的等で組入れられる可能性があります。

*上記は、今後、内容が変更される場合があります。

(3) 【運用体制】

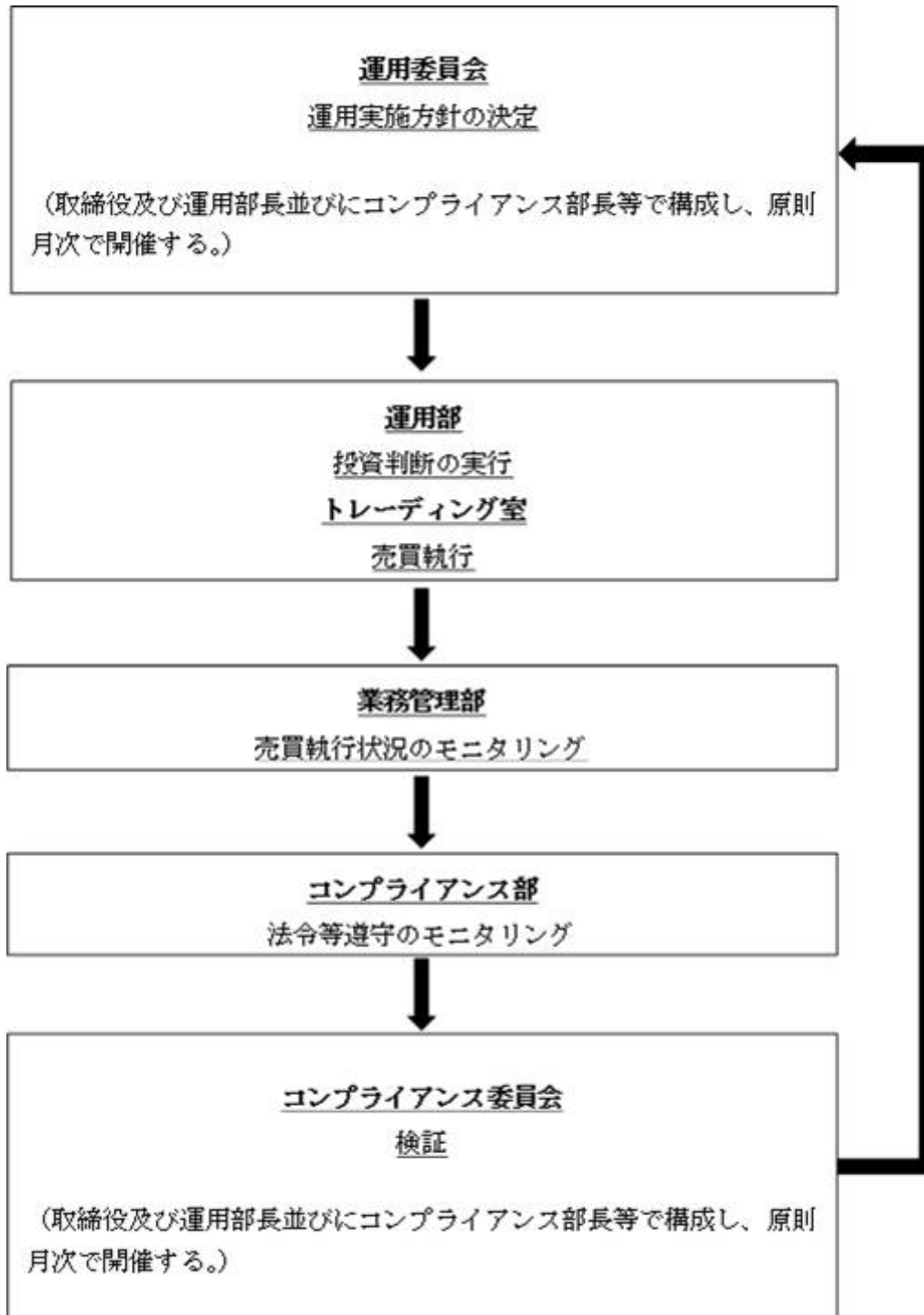
当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用委員会は、経済環境や市場動向等の調査、分析に基づいて、投資判断、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議、検討し、決定します。

運用部は、運用委員会で決定された運用計画等に従って、運用を実施します。

コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款及び社内規程等の遵守状況の確認を行います。

コンプライアンス委員会では、ファンドの運用成果の評価、運用にかかるリスクの分析・管理等が報告され審議を行います。



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関係諸法令および一般社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連の社内規程を遵守しています。

- ・投資運用業に係る業務方法書
- ・運用基本指針
- ・運用規程
- ・運用実施細則
- ・議決権等行使指図規程
- ・内部者取引規程
- ・役職員の自己売買に関する規程
- ・運用再委任に関する規程
- ・発注先の評価・選定に係る基準

※上記の運用体制は、2025年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。

2) 株式への直接投資は行ないません。

3) デリバティブの直接利用は行ないません。

4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

5) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

6) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

7) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

8) 投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）などの値動きのある金融商品に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する指定投資信託証券の基準価額を変動させる主なものは、以下の通りです。

① 有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて株式や債券など値動きのある有価証券を組入れており、指定投資信託証券は、組入れた株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

② 金利変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて債券を組入れておりますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、指定投資信託証券が投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動が債券価格に与える影響が大きい傾向にあります。なお、指定投資信託証券が投資対象とする債券のうち、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。

③ 為替変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

④ デリバティブ取引等のリスク

当ファンドの指定投資信託証券の中には、デリバティブ取引等を利用しているものもあります。当該デリバティブ取引等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、間接的に当ファンドの基準価額が変動する要因となります。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない等流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。

当ファンドおよび指定投資信託証券が保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、当ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がりする要因となる可能性があります。

⑥ 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑦ カントリーリスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に一部投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。その結果、基準価額が値下がりすることがあります。

⑧ 解約による資金流出等に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、当ファンドが投資している指定投資信託証券が組入れている有価証券等を大量に売却する場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、有価証券等を当初期待された価格で売却できないことがあり、指定投資信託証券および当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファンド・オブ・ファンズ方式は、主要投資対象とする指定投資信託証券の資金動向により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受付を中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) 指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替えや組入れ比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

④ 投資信託に関する一般的な留意点

(A) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(B) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申し込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(C) 当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

(2) リスク管理体制

投資信託財産に係る運用のリスク管理は、業務管理部とコンプライアンス部が関係諸法令及び一般社団法人投資信託協会の定める諸規則等、並びに社内規程違反等がないか監視する他、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況及び運用事務状況をモニタリングします。

尚、この内容については原則月次で開催されるコンプライアンス委員会に報告されます。

コンプライアンス部

コンプライアンス部は、法令・諸規則の遵守態勢の整備に関する事項および運用のリスク管理に関する事項、ならびに顧客属性調査等及び対外契約審査全般に関する事項、その他コンプライアンスに関する事項全般を統括する。

業務管理部

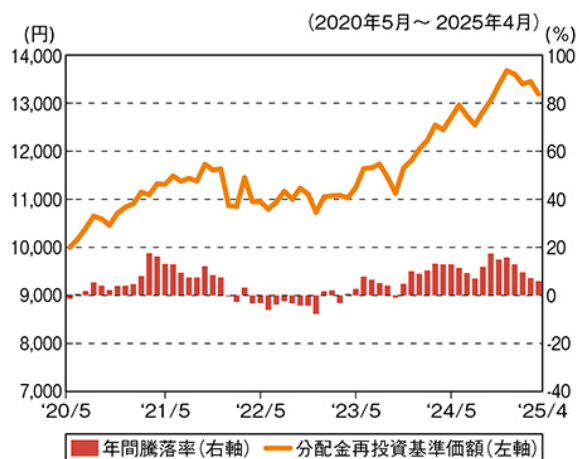
業務管理部は、法定帳簿作成・管理に係る事項、ならびに顧客管理に関する事項、その他運用事務・管理全般に関する事項を分掌する。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部が策定したコンプライアンスプログラム案の審議・承認する他、承認済みのコンプライアンスプログラムの進捗状況及び月次社内コンプライアンスチェックリストの集計報告や運用リスクモニタリング結果及び運用事故等の報告並びにリスク管理事項の見直し及び運用委員会への上程について審議・決定する。

※上記体制は2025年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



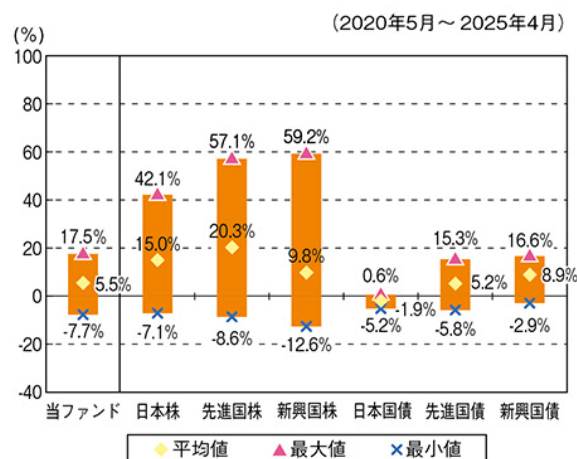
※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

2020年5月末を10,000として指数化しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2020年5月～2025年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数を表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIXとは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。株式会社JPX総研は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。株式会社JPX総研はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は1.65%（税抜1.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.66%（税抜0.60%）
投資対象とする投資信託証券	0.55%（税抜0.50%）程度※
実質的負担	1.21%（税抜1.10%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.66%（税抜0.60%）の率を乗じて得た額とします。
- ・当ファンドが負担する実質的な信託報酬率（概算）は、年1.21%（税抜1.10%）±0.2%です。
- ・投資信託証券の報酬率は、当ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況等によって±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動する場合があります。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.60%	0.20%	0.35%	0.05%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
- ③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用^{*}は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ④ 以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
 - 1) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
 - 2) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 - 3) 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 - 4) 目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 5) 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 6) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 7) この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 8) 格付の取得に要する費用
 - 9) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。また、投資する投資信託証券の一部には、実績報酬が発生するものがある場合があります。その場合には、当該投資信託証券の信託財産中から支払われます。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

*上記は2025年4月現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

*上記は2025年4月現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

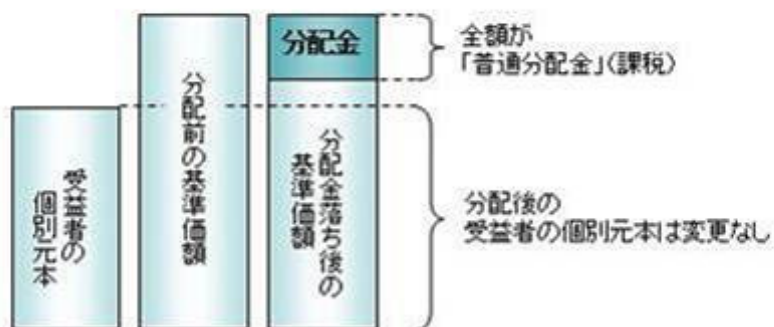
2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

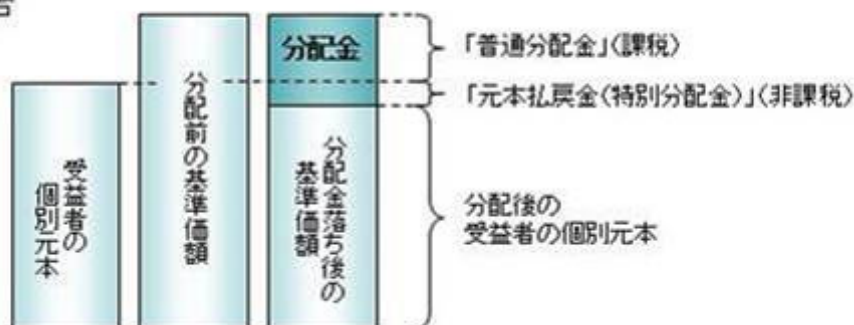
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2025年4月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	381,081,767	99.02
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	3,753,092	0.98
合計 (純資産総額)		384,834,859	100.00

(注) 国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ファイブスター・ETFグローバル・バランス (適格機関投資家私募)	103,847,796	1.7870	185,576,011	1.7257	179,210,141	46.57
日本	投資信託 受益証券	MASAMITSU日経225ニュートラルファンド (適格機関投資家私募)	85,339,018	1.2773	109,003,527	1.2924	110,292,146	28.66
日本	投資信託 受益証券	日本好配当株ニュートラルファンド 2020-01 (適格機関投資家私募)	79,613,562	1.1413	90,862,958	1.1503	91,579,480	23.80

(注) 国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.02
合 計	99.02

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第29計算期間末 (2015年 9月25日)	1, 207, 401, 163	1, 207, 401, 163	0. 6713	0. 6713
第30計算期間末 (2016年 3月25日)	1, 046, 708, 049	1, 052, 194, 971	0. 6677	0. 6712
第31計算期間末 (2016年 9月26日)	952, 536, 763	957, 672, 316	0. 6492	0. 6527
第32計算期間末 (2017年 3月27日)	876, 607, 203	881, 336, 362	0. 6488	0. 6523
第33計算期間末 (2017年 9月25日)	721, 878, 352	725, 798, 639	0. 6445	0. 6480
第34計算期間末 (2018年 3月26日)	674, 501, 825	678, 162, 805	0. 6448	0. 6483
第35計算期間末 (2018年 9月25日)	623, 376, 480	623, 376, 480	0. 6440	0. 6440
第36計算期間末 (2019年 3月25日)	572, 760, 432	572, 760, 432	0. 6259	0. 6259
第37計算期間末 (2019年 9月25日)	540, 763, 578	540, 763, 578	0. 6269	0. 6269
第38計算期間末 (2020年 3月25日)	459, 426, 217	459, 426, 217	0. 5620	0. 5620
第39計算期間末 (2020年 9月25日)	503, 427, 632	503, 427, 632	0. 6453	0. 6453
第40計算期間末 (2021年 3月25日)	494, 622, 266	494, 622, 266	0. 6832	0. 6832
第41計算期間末 (2021年 9月27日)	476, 093, 538	476, 093, 538	0. 7039	0. 7039
第42計算期間末 (2022年 3月25日)	464, 197, 133	464, 197, 133	0. 6927	0. 6927
第43計算期間末 (2022年 9月26日)	426, 962, 047	426, 962, 047	0. 6821	0. 6821
第44計算期間末 (2023年 3月27日)	407, 528, 269	407, 528, 269	0. 6764	0. 6764
第45計算期間末 (2023年 9月25日)	397, 984, 581	397, 984, 581	0. 7068	0. 7068
第46計算期間末 (2024年 3月25日)	397, 938, 247	397, 938, 247	0. 7718	0. 7718
第47計算期間末 (2024年 9月25日)	388, 900, 130	388, 900, 130	0. 7848	0. 7848
第48計算期間末 (2025年 3月25日)	392, 371, 477	392, 371, 477	0. 8240	0. 8240
2024年4月末日	389, 096, 687	－	0. 7680	－
5月末日	390, 285, 980	－	0. 7836	－
6月末日	399, 356, 376	－	0. 7995	－
7月末日	389, 999, 691	－	0. 7856	－
8月末日	385, 403, 934	－	0. 7740	－
9月末日	391, 757, 455	－	0. 7909	－
10月末日	393, 587, 420	－	0. 8058	－
11月末日	402, 482, 622	－	0. 8254	－
12月末日	413, 569, 389	－	0. 8435	－
2025年1月末日	405, 103, 156	－	0. 8391	－
2月末日	393, 296, 430	－	0. 8267	－
3月末日	395, 159, 339	－	0. 8295	－
4月末日	384, 834, 859	－	0. 8135	－

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第29期	2015年 3月26日～2015年 9月25日	0.0000
第30期	2015年 9月26日～2016年 3月25日	0.0035
第31期	2016年 3月26日～2016年 9月26日	0.0035
第32期	2016年 9月27日～2017年 3月27日	0.0035
第33期	2017年 3月28日～2017年 9月25日	0.0035
第34期	2017年 9月26日～2018年 3月26日	0.0035
第35期	2018年 3月27日～2018年 9月25日	0.0000
第36期	2018年 9月26日～2019年 3月25日	0.0000
第37期	2019年 3月26日～2019年 9月25日	0.0000
第38期	2019年 9月26日～2020年 3月25日	0.0000
第39期	2020年 3月26日～2020年 9月25日	0.0000
第40期	2020年 9月26日～2021年 3月25日	0.0000
第41期	2021年 3月26日～2021年 9月27日	0.0000
第42期	2021年 9月28日～2022年 3月25日	0.0000
第43期	2022年 3月26日～2022年 9月26日	0.0000
第44期	2022年 9月27日～2023年 3月27日	0.0000
第45期	2023年 3月28日～2023年 9月25日	0.0000
第46期	2023年 9月26日～2024年 3月25日	0.0000
第47期	2024年 3月26日～2024年 9月25日	0.0000
第48期	2024年 9月26日～2025年 3月25日	0.0000

③【収益率の推移】

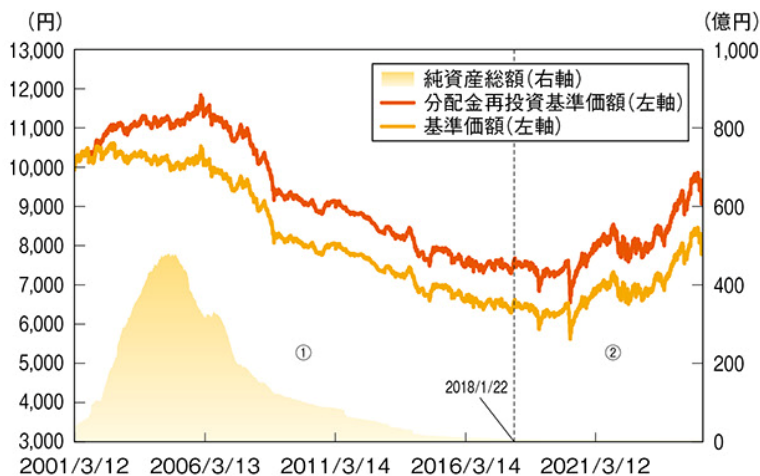
期	期間	収益率 (%)
第29期	2015年 3月26日～2015年 9月25日	△3.8
第30期	2015年 9月26日～2016年 3月25日	0.0
第31期	2016年 3月26日～2016年 9月26日	△2.2
第32期	2016年 9月27日～2017年 3月27日	0.5
第33期	2017年 3月28日～2017年 9月25日	△0.1
第34期	2017年 9月26日～2018年 3月26日	0.6
第35期	2018年 3月27日～2018年 9月25日	△0.1
第36期	2018年 9月26日～2019年 3月25日	△2.8
第37期	2019年 3月26日～2019年 9月25日	0.2
第38期	2019年 9月26日～2020年 3月25日	△10.4
第39期	2020年 3月26日～2020年 9月25日	14.8
第40期	2020年 9月26日～2021年 3月25日	5.9
第41期	2021年 3月26日～2021年 9月27日	3.0
第42期	2021年 9月28日～2022年 3月25日	△1.6
第43期	2022年 3月26日～2022年 9月26日	△1.5
第44期	2022年 9月27日～2023年 3月27日	△0.8
第45期	2023年 3月28日～2023年 9月25日	4.5
第46期	2023年 9月26日～2024年 3月25日	9.2
第47期	2024年 3月26日～2024年 9月25日	1.7
第48期	2024年 9月26日～2025年 3月25日	5.0

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第29期	2015年 3月26日～2015年 9月25日	14, 112, 627	229, 331, 907
第30期	2015年 9月26日～2016年 3月25日	11, 753, 599	242, 716, 987
第31期	2016年 3月26日～2016年 9月26日	17, 998, 636	118, 389, 718
第32期	2016年 9月27日～2017年 3月27日	17, 125, 801	133, 238, 593
第33期	2017年 3月28日～2017年 9月25日	16, 930, 757	248, 036, 991
第34期	2017年 9月26日～2018年 3月26日	17, 934, 609	92, 022, 240
第35期	2018年 3月27日～2018年 9月25日	23, 834, 324	101, 866, 365
第36期	2018年 9月26日～2019年 3月25日	7, 228, 043	60, 121, 896
第37期	2019年 3月26日～2019年 9月25日	5, 138, 421	57, 576, 469
第38期	2019年 9月26日～2020年 3月25日	5, 166, 539	50, 259, 509
第39期	2020年 3月26日～2020年 9月25日	5, 079, 089	42, 506, 874
第40期	2020年 9月26日～2021年 3月25日	4, 716, 036	60, 876, 329
第41期	2021年 3月26日～2021年 9月27日	4, 404, 934	51, 958, 258
第42期	2021年 9月28日～2022年 3月25日	27, 235, 973	33, 488, 753
第43期	2022年 3月26日～2022年 9月26日	8, 010, 660	52, 207, 280
第44期	2022年 9月27日～2023年 3月27日	5, 809, 480	29, 279, 158
第45期	2023年 3月28日～2023年 9月25日	14, 753, 666	54, 118, 317
第46期	2023年 9月26日～2024年 3月25日	14, 480, 910	62, 026, 745
第47期	2024年 3月26日～2024年 9月25日	12, 410, 632	32, 453, 035
第48期	2024年 9月26日～2025年 3月25日	14, 805, 061	34, 147, 672

基準価額・純資産の推移、分配の推移



基準価額・純資産の推移

基準価額	8,135 円
純資産総額	384 百万円

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
※純資産総額は単位未満を切り捨てています。

分配の推移

決算期	分配金
第44期（2023年 3 月27日）	0 円
第45期（2023年 9 月25日）	0 円
第46期（2024年 3 月25日）	0 円
第47期（2024年 9 月25日）	0 円
第48期（2025年 3 月25日）	0 円
設定来累計	1,475 円

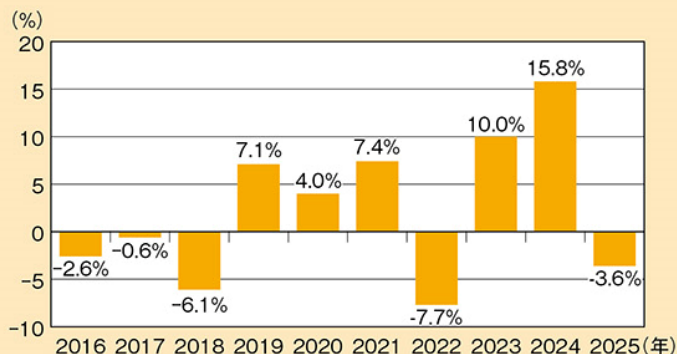
※分配金は、1万口当たり税引前の金額です。
※分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

内訳	組入比率(%)
アルファ戦略	52.5
日本好配当株ニュートラルファンド2020-01(適格機関投資家私募)	23.8
MASAMITSU日経225ニュートラルファンド(適格機関投資家私募)	28.7
ベータ戦略	46.6
ファイブスター・ETFグローバル・バランス(適格機関投資家私募)	46.6
キャッシュ代替	0.0
iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	0.0
その他	1.0
合計	100.0

※組入比率は小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の収益率です。
※2025年は年初から4月末までの収益率を表しています。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド 1	2.61%	1.20%	1.41%

※対象期間は2024年9月26日～2025年3月25日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日

●ロンドン証券取引所の休業日

●ニューヨークの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

●欧州自動即時グロス決済システム（TARGET）の休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

委託会社の照会先

＜ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク＞

電 話 番 号：03-3553-8711

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日
- 欧州自動即時グロス決済システム（TARGET）の休業日

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（6）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（7）解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（8）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

（9）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができます。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

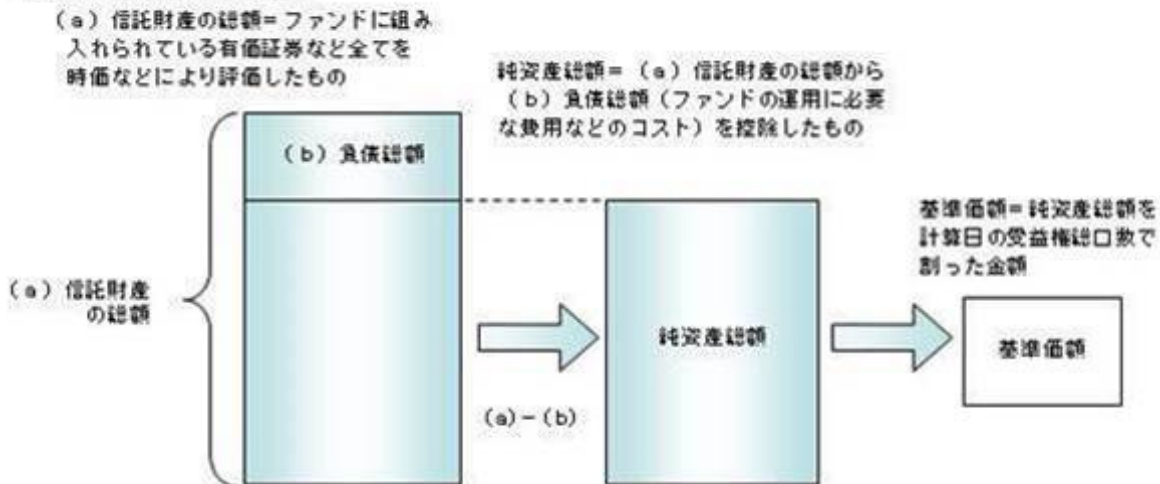
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2001年3月12日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月26日から9月25日までおよび9月26日から翌年3月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知れている受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

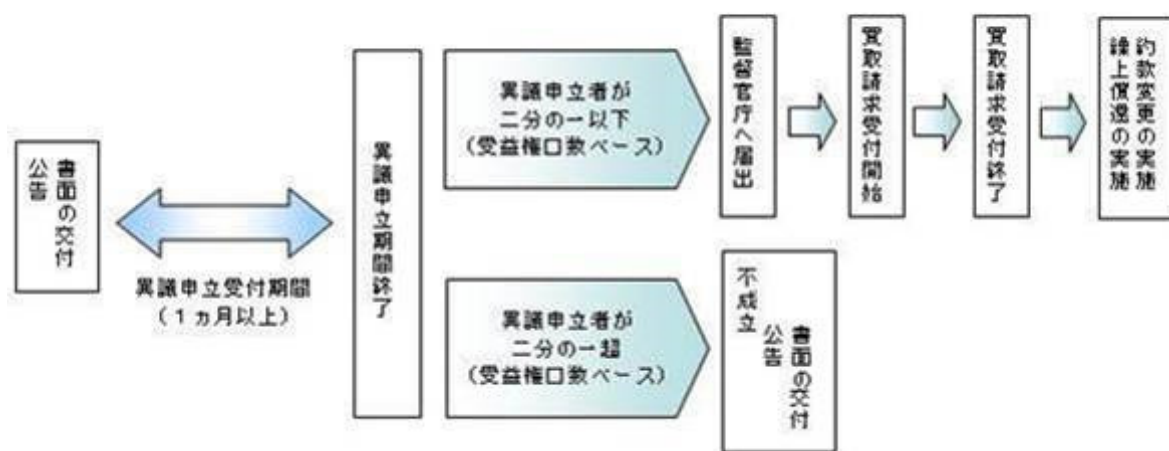
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知れている受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知れている受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用状況に係る情報の提供

- ・委託者は、毎決算時及び償還時に期中の投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。
- ・受益者から、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。
- ・運用報告書は、委託会社のホームページに掲載されます。

ホームページ アドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期計算期間（2024年9月26日から2025年3月25日まで）の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1の2024年9月26日から2025年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1の2025年3月25日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第47期 (2024年9月25日現在)	第48期 (2025年3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10,150,074	10,898,259
投資信託受益証券	382,726,095	385,442,496
流動資産合計	392,876,169	396,340,755
資産合計	392,876,169	396,340,755
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,860	436
未払受託者報酬	108,537	109,357
未払委託者報酬	1,193,812	1,202,875
その他未払費用	2,634,830	2,656,610
流動負債合計	3,976,039	3,969,278
負債合計	3,976,039	3,969,278
純資産の部		
元本等		
元本	495,524,152	476,181,541
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△106,624,022	△83,810,064
（分配準備積立金）	14,314,038	14,650,961
元本等合計	388,900,130	392,371,477
純資産合計	388,900,130	392,371,477
負債純資産合計	392,876,169	396,340,755

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第47期 自 2024年3月26日 至 2024年9月25日	第48期 自 2024年9月26日 至 2025年3月25日
営業収益		
受取配当金	1,592,271	1,592,271
受取利息	5	3,325
有価証券売買等損益	8,605,964	21,816,401
その他収益	340,070	-
営業収益合計	10,538,310	23,411,997
営業費用		
受託者報酬	108,537	109,357
委託者報酬	1,193,812	1,202,875
その他費用	2,634,830	2,656,610
営業費用合計	3,937,179	3,968,842
営業利益又は営業損失（△）	6,601,131	19,443,155
経常利益又は経常損失（△）	6,601,131	19,443,155
当期純利益又は当期純損失（△）	6,601,131	19,443,155
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	317,175	1,384,179
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△117,628,308	△106,624,022
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,401,406	7,327,239
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,401,406	7,327,239
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,681,076	2,572,257
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,681,076	2,572,257
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△106,624,022	△83,810,064

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第48期 自 2024年9月26日 至 2025年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日 当ファンドの計算期間は2024年9月26日から2025年3月25日までの181日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第47期 (2024年9月25日現在)	第48期 (2025年3月25日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 515,566,555 円 期中追加設定元本額 12,410,632 円 期中一部解約元本額 32,453,035 円	期首元本額 495,524,152 円 期中追加設定元本額 14,805,061 円 期中一部解約元本額 34,147,672 円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は106,624,022円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は83,810,064円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	495,524,152 口	476,181,541 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第47期 自 2024年3月26日 至 2024年9月25日	第48期 自 2024年9月26日 至 2025年3月25日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	1,187,825 円	1,307,854 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	3,702,919 円	3,970,585 円
分配準備積立金額	13,126,213 円	13,343,107 円
当ファンドの分配対象収益額	18,016,957 円	18,621,546 円
当ファンドの期末残存口数	495,524,152 口	476,181,541 口
1万口当たり収益分配対象額	363.59 円	391.05 円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

(金融商品に関する注記)

項目	第47期 自 2024年3月26日 至 2024年9月25日	第48期 自 2024年9月26日 至 2025年3月25日
1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署において信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のモニタリングを行いコンプライアンス委員会において評価しております。信託財産全体としてのリスク管理を、金融商品、リスクの種類ごとに行っております。	・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 金銭信託等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第47期 (2024年9月25日現在)	第48期 (2025年3月25日現在)
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	8,009,727	20,201,005
合計	8,009,727	20,201,005

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第47期 (2024年9月25日現在)	第48期 (2025年3月25日現在)
1口当たり純資産額	0.7848円	0.8240円
(1万口当たり純資産額)	(7,848円)	(8,240円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ファイブスター・ETFグローバル・バランス (適格機関投資家私募)	103,847,796	185,576,011	
	MASAMITSU日経225ニュートラルファンド (適格機関投資家私募)	85,339,018	109,003,527	
	日本好配当株ニュートラルファンド2020-01 (適格機関投資家私募)	79,613,562	90,862,958	
投資信託受益証券合計		268,800,376	385,442,496	
合計			385,442,496	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年4月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	385,877,616円
II 負債総額	1,042,757円
III 純資産総額（I－II）	384,834,859円
IV 発行済口数	473,060,958口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8135円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年4月末現在の委託会社の資本金の額：	2億3,872万円
発行可能株式総数：	20,000株
発行済株式総数：	6,859株
最近5年間における資本金の額の増減：	2021年3月31日に資本金2億3,105万円に増資 2022年3月31日に資本金2億3,325万円に増資 2024年3月31日に資本金2億3,705万円に増資 2025年3月31日に資本金2億3,872万円に増資

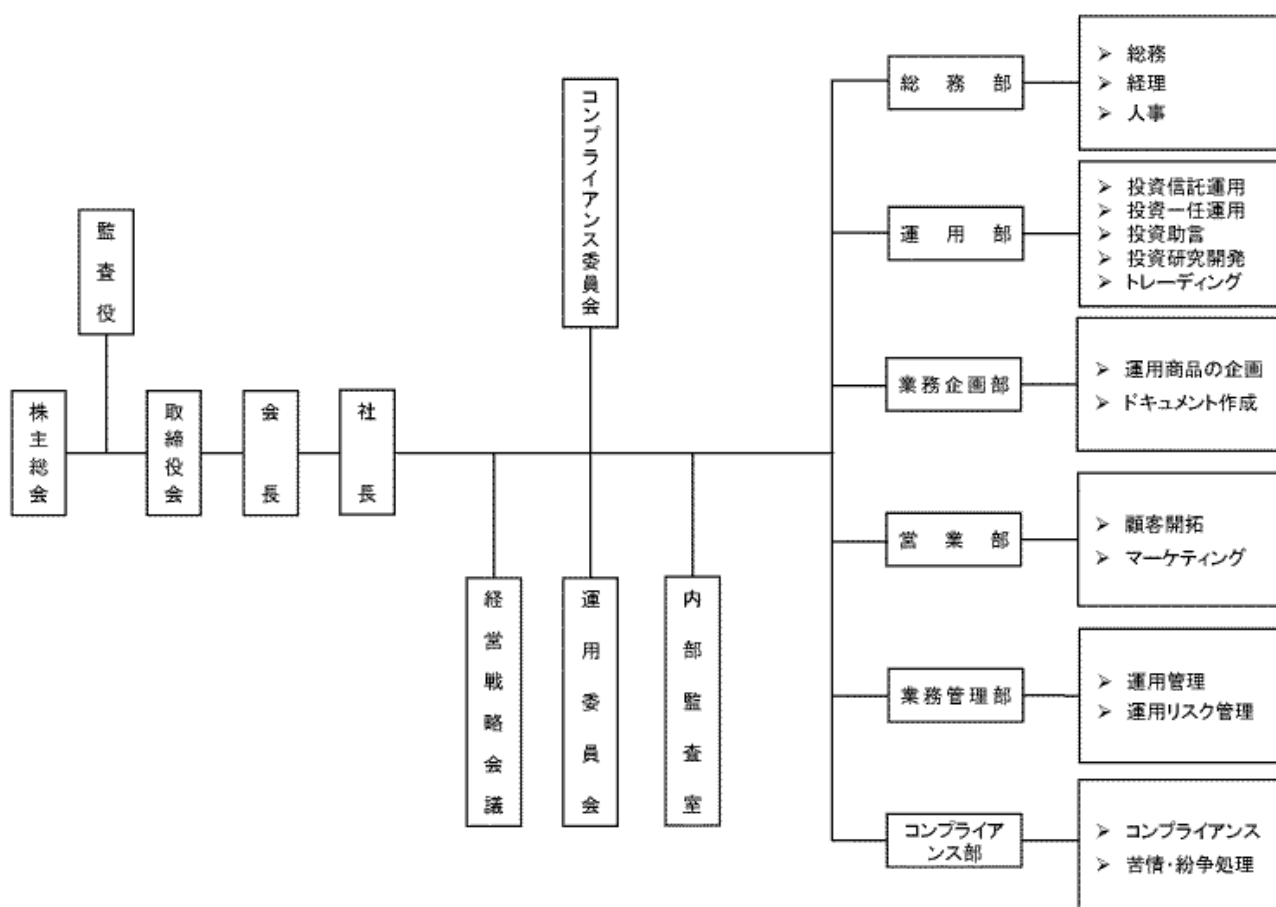
(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

当社の意思決定機関としてある「取締役会」は、取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

当社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、また必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができます。

② 組織図



※ 2025年4月末現在

③ 投資運用の意思決定機構

- a. 運用部に所属するファンドマネジャーは国内外の経済環境や投資環境を分析し、その相場展望に基づく月次又は臨時の運用実施方針を作成します。
- b. 「運用委員会」は運用部から提出された運用実施方針を「コンプライアンス委員会」より上程された運用リスク管理案や事故報告等を踏まえて総合的に審議し、月次の運用方針および各ファンドの運用計画を決定します。
- c. 各ファンドマネジャーは定められた運用方針・運用計画に基づき、日々の資産配分・銘柄選択等を決定し、トレーダーに売買に関する指図をします。
- d. 「コンプライアンス委員会」は、原則として月次で運用実績・パフォーマンスを分析評価し、必要に応じて運用リスク管理案等を「運用委員会」へ上程します。
- e. 「運用委員会」は、常勤取締役、常勤監査役、運用部長、コンプライアンス部長、業務管理部長、その他代表取締役指名された者で構成し、原則として月次で開催される他、必要に応じて臨時で開催されます。

※ 2025年4月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

- ・2025年4月末現在、委託会社が、運用する投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	27	35,802,644,677円
単位型株式投資信託	12	9,254,430,433円
合計	39	45,057,075,110円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けており、第16期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月18日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 立 野 晴 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原稿は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 2023年3月31日	当事業年度 2024年3月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	371,279	439,541
前払費用	4,631	7,763
未収運用受託報酬	7,309	94,224
未収委託者報酬	160,843	168,039
立替金	6,332	5,656
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,134	1,153
その他	413	4
流動資産合計	551,943	716,384
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,162	※1 977
器具備品	※1 195	※1 130
その他	842	678
有形固定資産合計	2,201	1,786
無形固定資産		
ソフトウェア	50	9,662
無形固定資産合計	50	9,662
投資その他の資産		
投資有価証券	15,093	11,821
役員に対する長期貸付金	3,455	2,302
差入保証金	4,520	4,520
繰延税金資産	4,149	9,082
投資その他の資産合計	27,219	27,726
固定資産合計	29,470	39,174
資産合計	581,414	755,558
負債の部		
流動負債		
預り金	7,709	15,829
未払金	—	10,628
未払手数料	63,653	68,402
未払費用	17,931	87,342
未払法人税等	6,193	34,542
未払消費税等	10,426	7,674
賞与引当金	10,918	—
その他	5,915	5,882
流動負債合計	122,748	230,302
負債合計	122,748	230,302

純資産の部		
株主資本		
資本金	233, 250	237, 050
資本剰余金		
資本準備金	96, 250	100, 050
資本剰余金合計	96, 250	100, 050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	131, 072	190, 325
利益剰余金合計	131, 072	190, 325
株主資本合計	460, 572	527, 425
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1, 906	△2, 168
評価・換算差額等合計	△1, 906	△2, 168
純資産合計	458, 665	525, 256
負債純資産合計	581, 414	755, 558

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31 日)	当事業年度 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31 日)
営業収益		
運用受託報酬	87,320	217,989
委託者報酬	631,307	656,353
営業収益合計	718,627	874,343
営業費用		
支払手数料	261,423	276,518
広告宣伝費	6,635	5,606
調査費	59,512	69,428
調査費	57,955	67,974
委託調査費	1,557	1,453
営業雑経費	3,071	2,919
通信費	1,820	1,623
協会費	1,250	1,266
諸会費	—	30
営業費用合計	330,643	354,472
一般管理費		
給料	258,651	328,266
役員報酬	77,696	77,696
給与手当	148,374	204,549
役員賞与	5,808	5,808
賞与	15,855	40,212
賞与引当金繰入額	10,918	—
福利厚生費	23,882	25,887
交際費	3,086	3,137
旅費交通費	6,203	8,685
租税公課	4,917	6,222
不動産賃借料	6,908	6,908
固定資産減価償却費	1,549	1,022
諸経費	32,164	33,873
一般管理費合計	337,364	414,004
営業利益	50,619	105,866
営業外収益		
受取利息	86	68
受取配当金	50	90
その他	51	15
営業外収益合計	187	174
営業外費用		
ファンド償還費用	—	2,114
投資有価証券償還損	—	43
その他	0	0
営業外費用合計	0	2,158
経常利益	50,806	103,882
税引前当期純利益	50,806	103,882
法人税、住民税及び事業税	17,652	39,601
法人税等調整額	752	△4,932
法人税等合計	18,404	34,669
当期純利益	32,401	69,213

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	233,250	96,250	96,250	118,590	118,590	448,090
当期変動額						
剰余金の配当				△19,920	△19,920	△19,920
当期純利益				32,401	32,401	32,401
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	12,481	12,481	12,481
当期末残高	233,250	96,250	96,250	131,072	131,072	460,572

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,775	△1,775	446,315
当期変動額			
剰余金の配当			△19,920
当期純利益			32,401
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△130	△130	△130
当期変動額合計	△130	△130	12,350
当期末残高	△1,906	△1,906	458,665

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	233,250	96,250	96,250	131,072	131,072	460,572
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	3,800	3,800	3,800			7,600
剰余金の配当				△9,960	△9,960	△9,960
当期純利益				69,213	69,213	69,213
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	3,800	3,800	3,800	59,253	59,253	66,853
当期末残高	237,050	100,050	100,050	190,325	190,325	527,425

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,906	△1,906	458,665
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			7,600
剰余金の配当			△9,960
当期純利益			69,213
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△262	△262	△262
当期変動額合計	△262	△262	66,590
当期末残高	△2,168	△2,168	525,256

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
器具備品	4～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、当該金額が確定したときに計上します。

(2) 委託者報酬

委託者報酬は当社が運用・管理を行うファンドに係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は対象となるファンドの信託約款に基づき超過収益が発生した場合に収益に一定率を乗じて算出された報酬金額を、当該金額が確定したときに計上します。

(重要な会計上の見積り)
繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	4,149千円	9,082千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	2,054千円	2,239千円
器具備品	1,558千円	1,624千円

(損益計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,640	—	—	6,640

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	

ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,920	3,000	2022年3月31日	2022年6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,960	1,500	2023年3月31日	2023年6月19日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,640	152	—	6,792

（変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

ストック・オプションの権利行使による増加 152株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）	当事業年度末 残高
----	----------------	--------------	--------------

		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,960	1,500	2023年3月31日	2023年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,376	3,000	2024年3月31日	2024年6月24日

(注) 2024年6月21日開催の定時株主総会において、決議する予定であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また、当社設定私募投信の当初運用資金として、有価証券を取得しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先の信用リスクについては、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	4,589	4,589	△0
(2) 投資有価証券 其他有価証券	15,093	15,093	—
資産計	19,683	19,683	△0

(※) 現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	3,455	3,455	△0
(2) 投資有価証券 其他有価証券	11,821	11,821	—
資産計	15,276	15,276	△0

(※) 現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

(単位:千円)

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	371,279	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	7,309	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	160,843	—	—	—
(4) 立替金	6,332	—	—	—
(5) 役員に対する長期貸付金	1,134	3,455	—	—
合計	546,899	3,455	—	—

当事業年度（2024年3月31日）

(単位:千円)

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	439,541	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	94,224	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	168,039	—	—	—
(4) 立替金	5,656	—	—	—
(5) 役員に対する長期貸付金	1,153	2,302	—	—
合計	708,615	2,302	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	—	15,093	—	15,093
資産計	—	15,093	—	15,093

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	—	11,821	—	11,821
資産計	—	11,821	—	11,821

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付金	—	4,589	—	4,589

資産計	—	4,589	—	4,589
-----	---	-------	---	-------

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付金	—	3,455	—	3,455
資産計	—	3,455	—	3,455

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

役員に対する長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日至 2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,111	2,000	111
	小計	2,111	2,000	111
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	12,982	15,000	△2,017
	小計	12,982	15,000	△2,017
合計		15,093	17,000	△1,906

当事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が	株式	—	—	—

取得原価を超えるもの	債券	—	—	—
	その他	2,386	1,990	396
	小計	2,386	1,990	396
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,435	12,000	△2,564
	小計	9,435	12,000	△2,564
合計		11,821	13,990	△2,168

2. 売却したその他有価証券

前期事業年度（自 2022年4月1日至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2022年4月1日至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2022年4月1日至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式300株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2014年7月25日	2016年3月31日	2017年6月9日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2014年6月27日 至 2016年7月31日	自 2016年3月31日 至 2018年3月31日	自 2017年6月9日 至 2019年6月9日
権利行使期間	自 2016年8月1日 至 2024年6月30日	自 2018年4月1日 至 2026年3月10日	自 2019年6月10日 至 2027年6月9日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2018年5月31日	2019年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2018年5月31日 至 2020年5月31日	自 2019年5月31日 至 2021年5月31日
権利行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月15日	自 2021年6月1日 至 2029年5月15日

(注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前(株)					

前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前事業年度末	202	330	355	500	483
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	152	—	—	—	—
失効	40	20	50	50	30
未行使残	10	310	305	450	453

② 単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—	—

(3) 付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計 41,767千円

②当事業年度において行使されたストック・オプションの本源的価値の合計 4,154千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	806 千円	2,273 千円
未払費用	—	6,808
賞与引当金	3,343	—
その他有価証券評価差額金	583	663
繰延税金資産小計	4,733	9,746
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△583	△663
評価性引当額小計	△583	△663
繰延税金資産合計	4,149	9,082
繰延税金資産（純額）	4,149	9,082

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0	2.5
住民税均等割額	0.6	0.3
その他	—	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.2	33.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アセットマネジメント業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	718,627	874,343
運用受託報酬	87,320	217,989
基本報酬	87,320	102,549
成功報酬	—	115,440
委託者報酬	631,307	656,353
基本報酬	631,307	655,029
成功報酬	—	1,323

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

日本	欧州	合計
631,307	87,320	718,627

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

日本	欧州	合計
668,753	205,589	874,343

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	74,623	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	199,294	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の子会社	日産証券株式会社 (ユニコムグループホールディングス㈱の子会社)	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料 (注) 1	46,975	未払手数料	11,046

(注) ① 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

② 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の子会社	日産証券株式会社 (ユニコムグループホールディングス㈱の子会社)	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料 (注) 1	46,511	未払手数料	12,057

(注) ① 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

② 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	69,076.20円	77,334.63円
1株当たり当期純利益金額	4,879.77円	10,404.86円

(注) ① 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

② 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	32,401	69,213
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	32,401	69,213
普通株式の期中平均株式数(株)	6,640	6,652

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月12日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	446,118
前払費用	1,826
未収委託者報酬	148,032
未収運用受託報酬	15,114
立替金	4,273
1 年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,162
その他	8
流動資産合計	616,537
固定資産	
有形固定資産	
建物	*1 883
器具備品	*1 300
その他	689
有形固定資産合計	1,873
無形固定資産	
ソフトウェア	8,695
無形固定資産合計	8,695
投資その他の資産	
投資有価証券	5,114
役員に対する長期貸付金	1,718
繰延税金資産	4,776
差入保証金	4,520
投資その他の資産合計	16,130
固定資産合計	26,699
資産合計	643,236
負債の部	
流動負債	
預り金	4,511
未払金	450
未払手数料	61,494
未払費用	29,118
未払法人税等	7,184
未払消費税等	7,897
その他	5,939
流動負債合計	116,596
固定負債	
長期未払金	355

固定負債合計	355
負債合計	116,952
純資産の部	
株主資本	
資本金	237,050
資本剰余金	
資本準備金	100,050
資本剰余金合計	100,050
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	189,097
利益剰余金合計	189,097
株主資本合計	526,197
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	86
評価・換算差額等合計	86
純資産合計	526,283
負債・純資産合計	643,236

② 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	327,182
運用受託報酬	54,014
営業収益合計	381,197
営業費用	
支払手数料	133,163
広告宣伝費	1,444
調査費	36,505
調査費	35,784
委託調査費	720
営業雑経費	1,699
通信費	805
協会費	845
諸会費	48
営業費用合計	172,811
一般管理費	
給料	130,099
役員報酬	38,848
給与手当	79,685
賞与	11,566
福利厚生費	15,849
交際費	1,346
旅費交通費	3,115
租税公課	2,470
不動産賃借料	3,454
固定資産減価償却費	*1 1,457
諸経費	19,495
一般管理費合計	177,289
営業利益	31,097
営業外収益	257
営業外費用	*2 3,082
経常利益	28,271
税引前中間純利益	28,271
法人税、住民税及び事業税	4,855
法人税等調整額	4,267
法人税等合計	9,123
中間純利益	19,148

③ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	237,050	100,050	100,050	190,325	190,325	527,425
当中間期変動額						
剰余金の配当				△20,376	△20,376	△20,376
中間純利益				19,148	19,148	19,148
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	△1,228	△1,228	△1,228
当中間期末残高	237,050	100,050	100,050	189,097	189,097	526,197

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,168	△2,168	525,256
当中間期変動額			
剰余金の配当			△20,376
中間純利益			19,148
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	2,254	2,254	2,254
当中間期変動額合計	2,254	2,254	1,026
当中間期末残高	86	86	526,283

注記事項

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016 年 4 月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 8 年～15 年 器具備品 4 年～10 年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 委託者報酬は当社が運用・管理を行うファンドに係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は対象となるファンドの信託約款に基づき超過収益が発生した場合に収益に一定率を乗じて算出された報酬金額を、当該金額が確定したときに計上します。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、当該金額が確定したときに計上します。

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。 建物 2,333 千円 器具備品 1,724 千円	

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
*1 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。	

有形固定資産	491 千円
無形固定資産	966 千円
*2 営業外費用のうち主なもの	
投資有価証券償還損	2,698 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,792	—	—	6,792

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,376	3,000	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当中間会計期間末(2024 年 9 月 30 日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金	2,881	2,881	0
(2) 投資有価証券 其他有価証券	5,114	5,114	—
資産計	7,995	7,995	0

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2024年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	—	5,114	—	5,114
資産計	—	5,114	—	5,114

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間末（2024年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付金	—	2,881	—	2,881
資産計	—	2,881	—	2,881

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

役員に対する長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)

1. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計 上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,240	2,990	250
	小計	3,240	2,990	250
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,874	2,000	△126
	小計	1,874	2,000	△126
合計		5,114	4,990	124

(ストック・オプション関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アセットマネジメント業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
営業収益	381,197
委託者報酬	327,182
基本報酬	312,087
成功報酬	15,095
運用受託報酬	54,014
基本報酬	54,014
成功報酬	—

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	その他	合計
333,449	47,747	-	381,197

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	47,125	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	77,485 円 83 銭
1 株当たり中間純利益金額	2,819 円 21 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。	
2. 当中間会計期間における 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純利益	19,148 千円
普通株式に係る中間純利益	19,148 千円
普通株式主に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	6,792 株
希薄化効果を有しないため、潜在株式	新株予約権 4 種類
調整後 1 株当たり中間純利益金額の	(新株予約権の数 1,518 個)
算定に含めなかった潜在株式の概要	

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

追加型株式投資信託

ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンドⅠ

約 款

ファイブスター投信投資顧問株式会社

－ 運用の基本方針 －

約款第 21 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長と安定的に収益を獲得することを目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化等に応じて、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行います。
- ③ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定されたりする場合があります。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託者が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追 加 型 証 券 投 資 信 託

〔ユニテッド・マルチ・マネージャー・ファンドⅠ〕

約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ファイブスター投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委任】

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項および第58条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を

失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の取得申込単位、価額および手数料】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、委託者が認める場合には、1口未満の単位をもって販売することができるものとします。最低申込金額および申込単位は、指定販売会社において定めることができるものとします。

- ② 委託者は、前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日ならびに欧州自動即時グロス決済システム（TARGET）の休業日においては、前項による販売を行わないものとします。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項で規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第51条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第3項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第4項の取得申込者は、指定販売会社と「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。）にしたがった契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。
- ⑧ この約款において、取引所とは、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録の内容変更】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第15条 <削除>

【記名式の受益証券の再交付】

第16条 <削除>

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第17条 <削除>

【受益証券の再交付の費用】

第18条 <削除>

【投資の対象とする資産の種類】

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第20条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【同一銘柄の投資信託証券への投資制限】

第20条の2 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第20条の3 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の100分の50未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10以内とします。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【運用の基本方針】

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【運用の権限委託】

第22条 <削除>

【投資する株式等の範囲】

第23条 <削除>

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第24条 <削除>

【信用取引の指図範囲】

第25条 <削除>

【有価証券の空売りの指図および範囲】

第26条 <削除>

【有価証券の借入れの指図および範囲】

第27条 <削除>

【先物取引等の運用指図】

第28条 <削除>

【スワップ取引の運用指図】

第29条 <削除>

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第30条 <削除>

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第31条 <削除>

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

【信託業務の委託等】

第34条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第35条 <削除>

【混蔵寄託】

第36条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【一括登録】

第37条 <削除>

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認め

る場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第39条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第40条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第44条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から9月25日までおよび9月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年3月12日から平成13年9月25日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査費用】

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第3項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
 - ③ 第1項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用

2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託約款の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ④ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【実績報酬の額および支弁の方法】

第48条 <削除>

【収益の分配方式】

第49条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬（実績報酬を含みます。）および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第50条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託期間終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第51条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第51条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第51条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第53条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第53条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金（第2項ただし書以外を除きます。）、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第52条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第53条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日ならびに欧州自動即時グロス決済システム（TARGET）の休業日においては、第1項による一部解約の実行の請求の受付を行いません。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第53条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第54条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第56条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第57条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第60条 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【運用状況に係る情報の提供】

第61条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます。

- ② 前項の規定に係らず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.fivestar-am.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第63条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第64条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

附則第2条 <削除>

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年3月12日

委託者	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル8階 ユナイテッド投信投資顧問株式会社
-----	---

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
-----	------------------------------------

付 表

別に定める投資信託証券

約款第20条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

上場投資信託証券「i シェアーズ・コア 日本国債 ETF」

追加型証券投資信託「ファイブスター・ETF グローバル・バランス」（適格機関投資家私募）

追加型証券投資信託「MASAMITSU 日経225 ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）」

追加型証券投資信託「MASAMITSU 日本株戦略ファンド（適格機関投資家私募）」

追加型証券投資信託「MASAMITSU ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）」

追加型証券投資信託「日本好配当株ニュートラルファンド2020-01（適格機関投資家私募）」

ファイブスター投信投資顧問株式会社